

告 示

埼玉県告示第四十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年一月九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人バナナキッズ
- 三 代表者の氏名
菊池 美佳
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県上尾市大字平塚千二百八十一番地一埼玉県立上尾かしの木特別支援学校かしの木会館二階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障がい児・障がい者が放課後や土日休業、長期休業中に安心できる場所を確保し、豊かな生活づくりを進め、友達とともに活動すること等、余暇活動の充実を図り、障がい児・障がい者やその家族が充実した日々を送ることで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年十二月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人夢舞台
- 三 代表者の氏名
新井 秀親
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県日高市大字原宿八十九番地十
- 五 定款に記載された目的
この法人は、家庭環境や生育歴にかかわらず、すべての子どもたちが自尊心を保持し、すべての子どもたちが未来に夢を抱き、すべての子どもたちが心身ともに健やかに育まれることを支援する。自立に困難を抱える児童・青少年全般に対して、自立支援事業を行い、豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第四十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年一月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人自立生活支援ネットワーク風の里
- 三 代表者の氏名
土屋 智海
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市平塚新田一番地四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対し、生活困窮者等の自立のための支援・援助に関する事業、生活困窮者等に対する日常生活及び就労等の支援に関する事業、独身男性・女性を対象とした結婚についての相談及び支援に関する事業を行い、地域社会の福祉の増進及び未婚・晩婚化の改善に向けて婚姻機会の拡充を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第四十九号

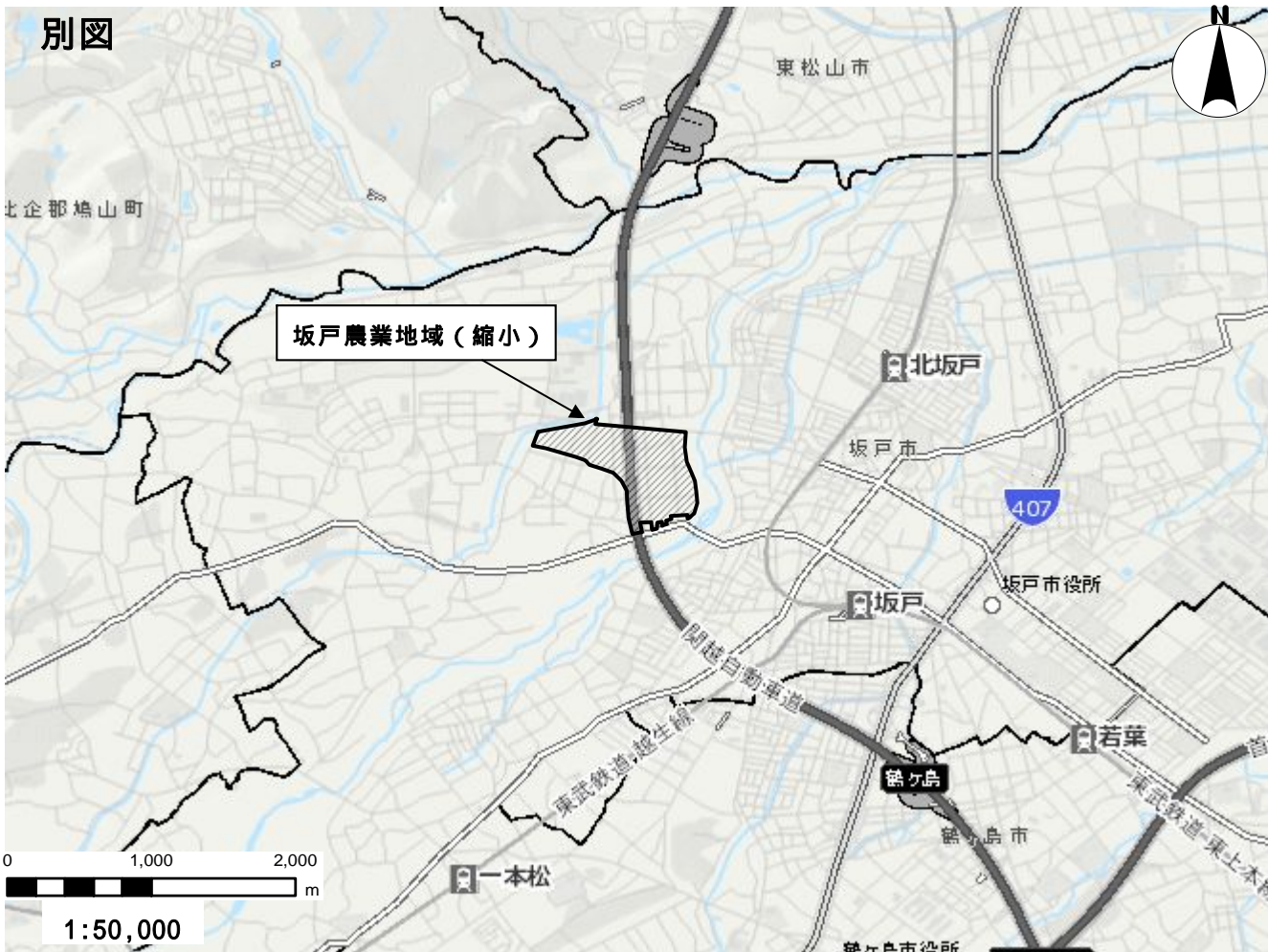
埼玉県土地利用基本計画を平成二十六年一月六日に変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上田清司

坂戸市の区域

別図のとおり、農業地域三十三ヘクタールを縮小



告示

埼玉県告示第五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
業務システム運用サポート業務及び旅費システム代行入力等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部総務事務センター財務・旅費システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成25年11月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社PUC 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号
- 5 落札金額
199,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成25年9月27日

告示

埼玉県告示第五十一号

平成二十五年十月から十二月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上田清司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告 示

埼玉県告示第五十二号

さいたま市からさいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第五十二号

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第七号に規定する指定地方公共機関として次のとおり指定した。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 学校法人埼玉医科大学
- 二 社会福祉法人恩賜財団済生会
- 三 医療法人本庄福島病院
- 四 一般社団法人埼玉県医師会
- 五 一般社団法人埼玉県歯科医師会
- 六 一般社団法人埼玉県薬剤師会
- 七 公益社団法人埼玉県看護協会
- 八 一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会
- 九 伊奈都市ガス株式会社
- 十 人間ガス株式会社
- 十一 角栄ガス株式会社
- 十二 埼玉ガス株式会社
- 十三 坂戸ガス株式会社
- 十四 幸手都市ガス株式会社
- 十五 松栄ガス株式会社
- 十六 新日本瓦斯株式会社
- 十七 西武ガス株式会社
- 十八 大東ガス株式会社
- 十九 秩父ガス株式会社
- 二十 東彩ガス株式会社
- 二十一 日高都市ガス株式会社
- 二十二 武州瓦斯株式会社
- 二十三 本庄ガス株式会社
- 二十四 武蔵野瓦斯株式会社
- 二十五 鷲宮ガス株式会社
- 二十六 一般社団法人埼玉県LPガス協会
- 二十七 一般社団法人埼玉県バス協会
- 二十八 一般社団法人埼玉県トラック協会

告 示

埼玉県告示第五十四号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 平成二十六年六月二日から六月十日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 平成二十六年十月六日から十月二十日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目二番地

J A 共済埼玉ビル

ハ 平成二十六年十一月十一日から十一月二十五日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万八千円

告 示

埼玉県告示第五十五号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、
管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 平成二十六年六月二日から六月十日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 平成二十六年十月六日から十月二十日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目二番地

J A 共済埼玉ビル

ハ 平成二十六年十一月十一日から十一月二十五日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万八千円

告 示

埼玉県告示第五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベシア薬品なめがわ店

埼玉県比企郡滑川町月の輪七丁目二十九番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- ・ 初期消火の重要性を鑑み、消防施設の強化をお願いします。
- ・ 騒音や光害等の苦情があつた場合は、誠意をもって対応して下さい。
- ・ 児童・生徒の登下校時の安全確保のため、対策をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十六年一月十七日から平成二十六年二月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県告示第五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、七郷北部土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏名	住所
理事	藤野 治彦	埼玉県比企郡嵐山町大字吉田千二百二十八番地

告 示

埼玉県告示第五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大里用土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	寺 山 將 之	埼玉県鴻巣市鎌塚八百八十九番地

告示

埼玉県告示第五十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上田清司

牛	ヨ―ネ病	伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数又は群数	発生場所又は区域	発生日月日	処置
	患畜			五頭	上里町	平成二十六年一月九日	殺処分

告 示

埼玉県告示第六十号

測量計画機関である上尾市上平第三特定土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市上平第三特定土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（三、四級基準点測量 出来形確認測量座標変換）

三 作業地域

上尾市大字西門前の一部、大字久保の一部、大字南の一部、大字上の一部、大字上尾村の一部、緑丘四丁目の一部

四 作業期間

平成二十六年一月十日から平成二十六年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第六十一号

測量計画機関であるさいたま地方務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま地方務局

二 作業種類

公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成）

三 作業地域

川口市青木二丁目、三丁目

四 作業期間

平成二十五年十二月十八日から平成二十六年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第六十二号

測量計画機関である深谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

深谷市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

深谷市全域

四 作業期間

平成二十五年十二月二十七日から平成二十六年七月四日まで

告 示

埼玉県告示第六十二号

測量計画機関である所沢市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

所沢市

二 作業種類

公共測量（基準点復旧）

三 作業地域

所沢市緑町

四 作業期間

平成二十五年十二月二日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六十四号

測量計画機関である松伏町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

松伏町

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量）

三 作業地域

松伏町北部

四 作業期間

平成二十五年十二月二十四日から平成二十六年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第六十五号

測量計画機関である狭山市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

狭山市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

狭山市全域

四 作業期間

平成二十五年十一月二十六日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第六十六号

測量計画機関である日高市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

日高市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

日高市全域

四 作業期間

平成二十五年十一月二十一日から平成二十六年三月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第六十七号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

上尾市全域

四 作業期間

平成二十五年十二月二十九日から平成二十六年三月十四日まで

告 示

埼玉県告示第六十八号

測量計画機関である久喜市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

久喜市全域

四 作業期間

平成二十五年十二月二十七日から平成二十六年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第六十九号

測量計画機関である和光市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

和光市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

和光市全域

四 作業期間

平成二十五年十二月六日から平成二十六年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第七十号

測量計画機関である農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

農林水産省関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

二 作業種類

公共測量（数値撮影、数値地形図データ作成、写真地図作成）

三 作業地域

深谷市、本庄市、寄居町

四 作業期間

平成二十五年十二月十四日から平成二十六年三月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第七十一号

測量計画機関である朝霞市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

朝霞市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

朝霞市全域

四 作業期間

平成二十五年十二月二十日から平成二十六年三月二十日まで

告 示

埼玉県告示第七十二号

測量計画機関であるさいたま市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

さいたま市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影 縮尺一万分の一）

三 作業地域

さいたま市全域

四 作業期間

平成二十五年七月一日から平成二十六年二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第七十二号

測量計画機関である新座市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

新座市、志木市

四 作業期間

平成二十五年八月二十三日から平成二十五年十一月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第七十四号

測量計画機関である入間市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

入間市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

入間市全域

四 作業期間

平成二十五年十一月十五日から平成二十六年三月二十五日まで

告 示

埼玉県告示第七十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定より、次のとおり建築士の免許を取り消したので、公告する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 免許の取消しをした年月日
平成二十五年十二月十六日
- 二 免許の取消しを受けた建築士の氏名
加藤 孝俊
- 三 前号に掲げる者の二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
- 四 第二号に掲げる者の登録番号
第四七五〇号
- 五 免許取消しの理由
建築士法第九条第一項第二号による

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 酒 巻 和 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
六番一地先まで	秩父市大滝字落合九八五番一 地先から同市大滝字落合九八	区 間
九・六七〽一三・六四	九・六七〽九・八六	敷地の幅員 (メートル)
五六・八八		延 長 (メートル)
路	秩父市道橋梁架設 工事に伴う仮設道	備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 井 上 桂 一

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 草加流山線

三 道路の区域

新	旧	旧新別
地先まで	三郷市大廣戸字深田通九二六番九地先から 同市大廣戸字深田通九二四番一	区 間
一五・六〇 一八・四〇	一三・〇〇 一六・四〇	敷地の幅員 (メートル)
五二・六〇		延長 (メートル)
		備考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

北根菖蒲線	路 線 名
久喜市菖蒲町菖蒲字西堀一〇七九番一〇地先 から同市菖蒲町菖蒲字西堀九三二番一地先ま で	供 用 開 始 の 区 間
平成二十六年一月十七日	供 用 開 始 の 期 日
平成二十一年十月三十日付け埼 玉県杉戸県土整備事務所長告示第 六十五号で告示した道路区域の変 更の一部供用開始である。 延長 二一〇・四〇メートル	備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年七月十八日

指令川建セ第二五 三一 号

二 検査済証番号

平成二十六年一月十日

川建セ第二五 一二二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字江綱字下屋敷一四九八番三、一四九八番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市伊勢原町二丁目八番地三 ブランシエ 201号室

小倉 一尋

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年十一月二十日

指令川建セ第二四 八九 号

二 検査済証番号

平成二十六年一月十四日

川建セ第二五 一二一 号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤字後谷六八六番一、六八七番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字平澤六八七番地一

吉野宏

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年十二月九日

指令越建セ第二五〇〇一二一号

二 検査済証番号

平成二十六年一月十日

越建セ第四七〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字高野島二千二百八十九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀二千二百八十九番地一

平井 利枝

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十六年一月八日

指令越建セ第二五〇〇一八一号

二 検査済証番号

平成二十六年一月十四日

越建セ第四七一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

幸手都市計画事業宮代町道仏土地区画整理事業六十六街区一、二、三、八画地

（従前地…埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛五百番、五百二十番の各一部及び四百八十四番、四百八十五番）

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字中島八百七番地

吉田 信次

告 示

埼玉県病院事業告示第一号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 購入等件名及び数量
人工呼吸器 6セット
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局経営管理課 入札担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 13 番 3 号
- 3 落札者を決定した日
平成 25 年 12 月 25 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社イノメディックス
東京都文京区小石川四丁目 17 番 15 号
- 5 落札金額
25,570,650 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成 25 年 11 月 12 日

告 示

埼玉県病院事業告示第二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

- 1 入札の対象となった工事の名称
埼玉県立小児医療センター新病院建設工事
- 2 公告日
平成 25 年 11 月 1 日
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成 25 年 12 月 26 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
清水建設株式会社 東京都中央区京橋二丁目 16 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
29,462,400,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領第 29 条
第 1 項ただし書きに該当
- 8 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県病院局小児医療センター建設課建築担当 埼玉県さいたま市浦和区
高砂 3 丁目 13 番 3 号

告 示

埼玉県教委告示第二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年一月十七日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

一 日時

平成二十六年一月二十三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について

ロ その他